

	案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (千円)	随意契約理由	根拠法令	問合せ(TEL)
1	神戸港への客船誘致のためのアドバイザー業務	2022年4月1日	ウィルヘルムセン・シッПС・サービス・ジャパン・リミテッド	3,949	ウィルヘルムセン・シッПС・サービス・ジャパン・リミテッドは神戸港で定期発着を行っているプリンセス・クルーズ（ダイヤモンド・プリンセス）の総船舶代理店であり、海外船社本社のキーパーソンとの強いコネクションがあり、これまでも船社訪問等のアポイント調整など誘致活動の支援の実績がある。クルーズ船社に関して豊富な知識と経験を有しており、単なる外国客船入出港における手続きを行うだけでなく、船社キーパーソンへ寄港地の提案を行うこともできる。そのような船舶代理店は他にはなく、本業務を遂行しうる唯一の法人である。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	振興課 078-595-6289
2	仮置場管理運営業務	2022年4月1日	一般財団法人阪神港海上コンテナ協会	28,003	本業務は、コンテナターミナルとの綿密な連絡・調整が必要であり、変化するコンテナターミナルの状況に即座に対応する必要があり、神戸港の海上コンテナ物流を熟知し、関係する事業者と円滑に連携して業務を行う必要がある。（一社）阪神港海上コンテナ協会は、神戸港に従事する海上コンテナ運送業者等で組織された団体であり、本業務の運営に欠かせない知識と能力を有して、海上コンテナ事業者との臨機応変な連絡調整も円滑に行うことができる唯一の団体である。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	経営課 595-6278
3	中突堤中央ビル専有部分の維持管理業務	2022年4月1日	商船三井興産（株）関西支社	9,368	市が区分所有する中突堤中央ビルの専有部分について管理委託するものであるが、ビル全体の共用部分の管理事業者である委託先事業者が神戸市の専有部分の管理事業者となることで、一体管理が可能となり、対応の円滑化と迅速化、コスト削減を図ることができるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	経営課 595-6278
4	船舶運航管理業務	2022年4月1日	㈱東洋信号通信社	86,119	1. 「こうべポートラジオ」の運営と「船舶動静把握及び運航調整業務」は、入出港船に関する情報収集、動静把握、通信及び運航調整を一元的に行うことによって、船舶の航行安全に寄与し、効率的な港湾管理・運営を支援するという、重要かつ特殊な業務である。 2. 受託者は、業務内容を包括して遂行するために必要なレーダー及びカメラ等の資機材や通信設備を有する業者でなければならず、さらに船舶通信に必要な国際無線従事者や船舶・港湾運送等の用語を理解する専門的な知識・技能を有し、適切かつ的確に運用できる人材が確保されていることが求められる。 3. ㈱東洋信号通信社は、全国のポートラジオのうち27局の運営に携わっている。神戸港では、1965年の「神戸VHF海岸局」開局以来、同業務を受託しており、十分な実績がある。また、大阪湾内で開局しているポートラジオ4局すべてにおいて業務を受託(神戸市、兵庫県、大阪市、大阪府)し、無線設備を共有することで効率的な運営を行っているだけでなく、船舶管理システムの共通化により、湾内における各港の情報を連携させながら業務を行っている。本業務を遂行するための設備、技術、経験があり、高度な水準で実施できる事業者は他にはない。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	海務課 272-1611
5	港湾施設小修繕依頼システム（情報共有アプリ）運用保守業務	2022年4月1日	株式会社両備システムズ	1,532	「港湾施設小修繕依頼システム」は、㈱両備システムズが設計・開発したシステムである。本システムの運用・保守を行うにあたっては、本システムに関する知識が必要不可欠であり、㈱両備システムズはこれを満たす唯一の事業者である。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	神戸港管理事務所 304-2500
6	みなとシステムの保守・運用業務	2022年4月1日	第一コンピューターソース	22,695	本システムは、総合評価一般競争入札により、株式会社第一コンピューターソースが構築したものであり、これまで同社が保守・運用業務を行い安定的なシステム運用を維持してきた。システム構成等に熟知し、保守・運営に関する技術的な知識が蓄積されている同社のみが本業務を確実に遂行できるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	港湾計画課 595-6291
7	外貿在来貨物等資料収集業務	2022年4月1日	兵庫県港運協会	2,322	港湾統計は全数調査を目的としており、入港船舶に係る外貿貨物資料の収集をもれなく正確迅速に行うことができるのは、神戸港の港運事業者の取りまとめを行っている兵庫県港運協会のみであるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	港湾計画課 595-6291
8	外貿・内貿中継在来貨物資料作成業務	2022年4月1日	日本貨物検数協会 神戸支部	1,008	神戸港での在来貨物に関する検数は、日本貨物検数協会神戸支部と全日検神戸支部の2団体のみが取り扱っており、資料の作成ができるのは両団体のみである。荷主・船社等が検数を依頼する場合は、どちらかの団体に依頼しており、重複することはないため、日本貨物検数協会が検数を行った船舶・貨物についての資料作成を同団体に委託する。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	港湾計画課 595-6291
9	外貿・内貿中継在来貨物資料作成業務	2022年4月1日	全日検 神戸支部	1,008	神戸港での在来貨物に関する検数は、日本貨物検数協会神戸支部と全日検神戸支部の2団体のみが取り扱っており、資料の作成ができるのは両団体のみである。荷主・船社等が検数を依頼する場合は、どちらかの団体に依頼しており、重複することはないため、全日検神戸支部が検数を行った船舶・貨物についての資料作成を同団体に委託する。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	港湾計画課 595-6291
10	ポートアイランド第2期 コンテナターミナル拡張関連業務	2022年4月1日	阪神国際港湾㈱	1,298,571	本業務は、早期にコンテナターミナルの拡張事業を完了させ、神戸港の機能強化を図ることを目的としており、早期に実施するために、コンテナターミナルのオペレーターおよび拡張事業を行う国土交通省（直轄事業）との調整が必要となるが、阪神国際港湾株式会社は、港湾法が定める港湾運営会社として、神戸港のコンテナターミナルの管理運営を行っており、またコンテナターミナルの運営を熟知していることから、円滑に業務を実施することができる唯一の業者であるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	物流戦略課 595-6287

11	令和4年度神戸港アジア広域集貨促進業務	2022年4月1日	阪神国際港湾(株)	12,268	阪神国際港湾株式会社は、国際コンテナ戦略港湾政策に基づき、阪神港への集貨施策等に取り組んでいるだけでなく、港湾運営会社として、コンテナターミナルのほか、フェリーふ頭や在来貨物を取り扱うライナーふ頭の管理も行っている。同社は、これらの業務を通じて、船社、荷主、物流事業者をはじめとする港湾関係者と良好な関係を築いていることで、業界情報のみならず、最新の物流事情等にも熟知している。本業務は、荷主や物流事業者が抱える物流における課題について、神戸港を活用した解決策を探るものであり、その募集、受付、審査等の業務にあたっては、上述の経験やノウハウ等が必須である。よって、阪神国際港湾株式会社以外に本業務を履行できる委託先はない。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号及び第6号	物流戦略課 595-6302
12	令和4年度環境負荷の少ない輸送形態への転換に向けたトライアル支援事業	2022年4月1日	阪神国際港湾(株)	65,460	阪神国際港湾株式会社は、国際コンテナ戦略港湾政策に基づき、阪神港への集貨施策等に取り組んでいるだけでなく、港湾運営会社として、コンテナターミナルのほか、フェリーふ頭や在来貨物を取り扱うライナーふ頭の管理も行っている。同社は、これらの業務を通じて、船社、荷主、物流事業者をはじめとする港湾関係者と良好な関係を築いていることで、業界情報のみならず、最新の物流事情等にも熟知している。本業務は、輸送上における環境負荷低減を目指すため、神戸港を活用した新たな物流ルートを探るものであり、その募集、受付、審査等の業務にあたっては、上述の経験やノウハウ等が必須である。よって、阪神国際港湾株式会社以外に本業務を履行できる委託先はない。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号及び第6号	物流戦略課 595-6302
13	須磨海岸エリア社会実験に伴う管理運営等業務	2022年4月1日	(株)ウィニスト	31,450	本業務は、社会実験として臨時で設置するスケートボード及びドッグラン施設の運営・管理及び実験を通して同エリアの課題を整理するものである。本業務は、社会実験の実現可能性について検証することが求められており、令和3年度に実施している須磨海岸東エリア社会実験に伴う管理運営等業務と継続して課題を整理する必要がある。昨年12月から開始した社会実験だが、春～夏季におけるニーズ等も把握するため継続実施するもので、切れ目なく実施し四季を通じて総合的な評価をするためには、候補企業者しかない。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	海岸防災課 595-6323
14	須磨海岸における東西仮設利便施設設置等に関する業務に係る委託契約	2022年4月1日	富士産業(株)	51,673	本業務は、令和2年度より神戸市が所有する東西仮設利便施設の設置・保守・メンテナンス・保管を委託する業務である。東西仮設利便施設の構造・設備等の故障に関する責任の所在の明確化を図るために、昨年度と同様の事業者と契約することが望ましいため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	海岸防災課 595-6322
15	令和4年度須磨海岸安全対策事業に係る委託契約	2022年4月1日	須磨ヨットハーバー運営共同事業体	67,199	本事業は、その対策をより効果的に発揮するために、関係機関との連携調整を行う。また、中立・公正な立場で漁業者との調整を行う必要があるなど、公共性の極めて高い事業であり、民間への委託はなじまない。公共的団体のうち、須磨海岸を熟知し、漁業者等との調整について経験・実績を有し、これらの業務を担うのは、須磨ヨットハーバー運営共同事業体代表者一般財団法人神戸観光局のみである。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	海岸防災課 595-6322
16	令和4年度須磨海水浴場事故防止及び救護活動業務委託契約	2022年4月1日	特定非営利活動法人神戸ライフセービングクラブ	12,663	本業務は、本市が行う夏季期間の須磨海岸利用者の安全確保の補助を行うことを目的としており、特定非営利活動法人神戸ライフセービングクラブはNPO法人日本ライフセービング協会の会員で、神戸市内を拠点に海・プール等での安全指導・救助・監視などのライフセービング活動に携わっている。これらに加えて、須磨海岸の特性に関する知見やこれまでの監視業務のノウハウを持っているのは、特定非営利活動法人神戸ライフセービングクラブのみであり、当該団体以外に適切な者は考えられないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	海岸防災課
17	国際船舶・港湾保安法にかかるポートアイランドDE地区他出入管理等業務委託	2022年4月1日	(株)上組 神戸支店	18,819	当該制限区域の岸壁及び埠頭用地の主要な利用者として輸出入貨物の港湾運送事業を行っている港運事業者は、これらの本船情報や貨物情報等を一元的に把握しており、出入管理や貨物管理のみならず、埠頭保安施設の点検や制限区域内の確認など本施設周辺管理までを一体として、この港運事業者に履行させることで、港湾物流の効率性を確保しつつ、国際船舶・港湾保安法の目的に沿った神戸港の保安確保が実現可能となるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	海岸防災課 595-6325
18	国際船舶・港湾保安法にかかるポートアイランドFG地区他出入管理等業務委託	2022年4月1日	(株)上組 港運事業本部	21,104	当該制限区域の岸壁及び埠頭用地の主要な利用者として輸出入貨物の港湾運送事業を行っている港運事業者は、これらの本船情報や貨物情報等を一元的に把握しており、出入管理や貨物管理のみならず、埠頭保安施設の点検や制限区域内の確認など本施設周辺管理までを一体として、この港運事業者に履行させることで、港湾物流の効率性を確保しつつ、国際船舶・港湾保安法の目的に沿った神戸港の保安確保が実現可能となるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	海岸防災課 595-6325
19	国際船舶・港湾保安法にかかるポートアイランドR地区出入管理等業務委託	2022年4月1日	大海運輸(株)	5,807	当該制限区域の岸壁及び埠頭用地の主要な利用者として輸出入貨物の港湾運送事業を行っている港運事業者は、これらの本船情報や貨物情報等を一元的に把握しており、出入管理や貨物管理のみならず、埠頭保安施設の点検や制限区域内の確認など本施設周辺管理までを一体として、この港運事業者に履行させることで、港湾物流の効率性を確保しつつ、国際船舶・港湾保安法の目的に沿った神戸港の保安確保が実現可能となるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	海岸防災課 595-6325
20	国際船舶・港湾保安法にかかる六甲アイランドBC地区出入管理等業務委託	2022年4月1日	藤原運輸(株) 大阪支店	9,491	当該制限区域の岸壁及び埠頭用地の主要な利用者として輸出入貨物の港湾運送事業を行っている港運事業者は、これらの本船情報や貨物情報等を一元的に把握しており、出入管理や貨物管理のみならず、埠頭保安施設の点検や制限区域内の確認など本施設周辺管理までを一体として、この港運事業者に履行させることで、港湾物流の効率性を確保しつつ、国際船舶・港湾保安法の目的に沿った神戸港の保安確保が実現可能となるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	海岸防災課 595-6325

21	国際船舶・港湾保安法にかかる六甲アイランドG～I地区出入管理等業務委託	2022年4月1日	山九(株) 神戸支店	24,064	当該制限区域の岸壁及び埠頭用地の主要な利用者として輸出入貨物の港湾運送事業を行っている港運事業者は、これらの本船情報や貨物情報等を一元的に把握しており、出入管理や貨物管理のみならず、埠頭保安施設の点検や制限区域内の確認など本施設周辺管理までを一体として、この港運事業者に履行させることで、港湾物流の効率性を確保しつつ、国際船舶・港湾保安法の目的に沿った神戸港の保安確保が実現可能となるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	海岸防災課 595-6325
22	国際船舶・港湾保安法にかかる六甲アイランドJ～M地区出入管理等業務委託	2022年4月1日	(株)上組 港運事業本部	16,233	当該制限区域の岸壁及び埠頭用地の主要な利用者として輸出入貨物の港湾運送事業を行っている港運事業者は、これらの本船情報や貨物情報等を一元的に把握しており、出入管理や貨物管理のみならず、埠頭保安施設の点検や制限区域内の確認など本施設周辺管理までを一体として、この港運事業者に履行させることで、港湾物流の効率性を確保しつつ、国際船舶・港湾保安法の目的に沿った神戸港の保安確保が実現可能となるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	海岸防災課 595-6325
23	国際船舶・港湾保安法にかかる六甲アイランドR～V地区出入管理等業務委託	2022年4月1日	(株)上組 国際物流事業本部	24,578	当該制限区域の岸壁及び埠頭用地の主要な利用者として輸出入貨物の港湾運送事業を行っている港運事業者は、これらの本船情報や貨物情報等を一元的に把握しており、出入管理や貨物管理のみならず、埠頭保安施設の点検や制限区域内の確認など本施設周辺管理までを一体として、この港運事業者に履行させることで、港湾物流の効率性を確保しつつ、国際船舶・港湾保安法の目的に沿った神戸港の保安確保が実現可能となるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	海岸防災課 595-6325
24	国際船舶・港湾保安法にかかる六甲アイランドW～L2地区出入管理等業務委託	2022年4月1日	川西倉庫(株) 神戸支店	33,280	当該制限区域の岸壁及び埠頭用地の主要な利用者として輸出入貨物の港湾運送事業を行っている港運事業者は、これらの本船情報や貨物情報等を一元的に把握しており、出入管理や貨物管理のみならず、埠頭保安施設の点検や制限区域内の確認など本施設周辺管理までを一体として、この港運事業者に履行させることで、港湾物流の効率性を確保しつつ、国際船舶・港湾保安法の目的に沿った神戸港の保安確保が実現可能となるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	海岸防災課 595-6325
25	国際船舶・港湾保安法にかかる六甲アイランドW1地区出入管理等業務委託	2022年4月1日	藤原運輸(株) 神戸支店	5,497	当該制限区域の岸壁及び埠頭用地の主要な利用者として輸出入貨物の港湾運送事業を行っている港運事業者は、これらの本船情報や貨物情報等を一元的に把握しており、出入管理や貨物管理のみならず、埠頭保安施設の点検や制限区域内の確認など本施設周辺管理までを一体として、この港運事業者に履行させることで、港湾物流の効率性を確保しつつ、国際船舶・港湾保安法の目的に沿った神戸港の保安確保が実現可能となるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	海岸防災課 595-6325
26	国際船舶・港湾保安法にかかる新港東埠頭ST地区出入管理等業務委託	2022年4月1日	三井倉庫(株) 阪神港運支店	2,023	当該制限区域の岸壁及び埠頭用地の主要な利用者として輸出入貨物の港湾運送事業を行っている港運事業者は、これらの本船情報や貨物情報等を一元的に把握しており、出入管理や貨物管理のみならず、埠頭保安施設の点検や制限区域内の確認など本施設周辺管理までを一体として、この港運事業者に履行させることで、港湾物流の効率性を確保しつつ、国際船舶・港湾保安法の目的に沿った神戸港の保安確保が実現可能となるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	海岸防災課 595-6325
27	国際船舶・港湾保安法にかかる新港東埠頭WX地区出入管理等業務委託	2022年4月1日	ケイヒン港運(株)	8,454	当該制限区域の岸壁及び埠頭用地の主要な利用者として輸出入貨物の港湾運送事業を行っている港運事業者は、これらの本船情報や貨物情報等を一元的に把握しており、出入管理や貨物管理のみならず、埠頭保安施設の点検や制限区域内の確認など本施設周辺管理までを一体として、この港運事業者に履行させることで、港湾物流の効率性を確保しつつ、国際船舶・港湾保安法の目的に沿った神戸港の保安確保が実現可能となるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	海岸防災課 595-6325
28	国際船舶・港湾保安法にかかる摩耶埠頭A～E地区出入管理等業務委託	2022年4月1日	三菱倉庫(株) 神戸支店	19,234	当該制限区域の岸壁及び埠頭用地の主要な利用者として輸出入貨物の港湾運送事業を行っている港運事業者は、これらの本船情報や貨物情報等を一元的に把握しており、出入管理や貨物管理のみならず、埠頭保安施設の点検や制限区域内の確認など本施設周辺管理までを一体として、この港運事業者に履行させることで、港湾物流の効率性を確保しつつ、国際船舶・港湾保安法の目的に沿った神戸港の保安確保が実現可能となるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	海岸防災課 595-6325
29	国際船舶・港湾保安法にかかる六甲アイランドD～F地区出入管理等業務委託	2022年4月1日	イースタン・カーライナー(株) 神戸営業所	10,114	神戸港の六甲アイランドD～F地区においては、イースタン・カーライナー(株)が、岸壁及び背後埠頭用地の主要な利用者として、自社貨物(中古車両)の輸送事業を行っている。これらの本船情報や貨物情報等を一元的に把握しており、出入管理や貨物管理のみならず、埠頭保安施設の点検や制限区域内の確認など本施設周辺管理までを一体として、同社に履行させることで、港湾物流の効率性を確保しつつ、国際船舶・港湾保安法の目的に沿った神戸港の保安確保が実現可能となるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	海岸防災課 595-6325

30	国際船舶・港湾保安法にかかる新港第4突堤Q1Q2地区他出入管理等業務委託	2022年4月1日	神戸港国際旅客ターミナル運営共同事業体	7,826	神戸港の新港第4突堤Q1Q2地区及び中突堤BC・先端地区においては、神戸港国際旅客ターミナル運営共同事業体が、客船ターミナルの管理運営を行うとともに、クルーズ客船の歓迎式典等のイベントも実施しており、クルーズ客船の船舶動静乗員・乗客リスト、さらには、乗客の観光ツアー等の情報も有している。これらの情報を一手に持つ同企業体に本業務を履行させることで、乗客等不特定多数の出入管理や手荷物管理などを、限られた離着岸時間の中で確実に実行することが可能となるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	海岸防災課 595-6325
31	国際船舶・港湾保安法にかかる摩耶埠頭1地区他出入管理等業務委託	2022年4月1日	Japan Forwarding Agency(株)	2,800	神戸港の摩耶埠頭1地区他においては、Japan Forwarding Agency(株)が、岸壁及び背後埠頭用地の主要な利用者として、自社貨物(中古車両)の輸送事業を行っている。これらの本船情報や貨物情報等を一体的に把握しており、出入管理や貨物管理のみならず、埠頭保安施設の点検や制限区域内の確認など本施設周辺管理までを一体として、同社に履行させることで、港湾物流の効率性を確保しつつ、国際船舶・港湾保安法の目的に沿った神戸港の保安確保が実現可能となるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	海岸防災課 595-6325
32	住吉浜排水機場他設計・改修業務	2022年4月1日	(株)大林組 神戸支店	14,740	本業務委託先候補は、本施設を整備した「住吉浜(東部第2工区)ポンプ場災害復旧工事」「深江浜(東部第4工区)ポンプ場災害復旧工事」を受注した特定建設工事共同企業体の代表企業であり、詳細設計及び製作、据付まで実施している。本業務については、出水期までに現地を完成させる必要があり、現地の状況や設備の詳細を熟知している委託先候補以外では実施することが出来ないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	海岸防災課 595-6325
33	「神戸港水門・陸閘等監視制御システム保守業務」に係る委託	2022年4月1日	西日本電信電話(株) 兵庫支店	4,877	本業務委託先候補は、過年度に神戸港水門・陸閘等監視制御システムの設計及び構築を実施しており、システムの詳細を熟知している。そのため、本業務委託先候補が本システムの保守等を行うことが適切である。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	海岸防災課 595-6325
34	神戸港CNP形成計画策定業務	2022年5月20日	デロイトトーマツコンサルティング 合同会社	9,999	本業務は、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化等により、神戸港のカーボンニュートラルポート(CNP)の形成を図るため、国土交通省港湾局が作成した【「カーボンニュートラルポート(CNP)形成計画」策定マニュアル(2021年12月)】及び【カーボンニュートラルポート(CNP)の形成に向けた施策の方向性(2021年12月)】等を参考に、「神戸港CNP形成計画」を検討・策定することを目的とする。本業務の実施にあたっては、国際的な脱炭素化に向けた最新動向や、国の政策動向を熟知し、神戸市における既存の水素エネルギーの利活用拡大に向けた取組やカーボンニュートラルポート形成に向けた検討への理解、また、神戸・関西圏におけるエネルギーシステムの全体像を把握した上での検討を積み重ねていくことが必要である。さらに、幅広い分野から参画する水素などのエネルギー事業者や重電メーカー、港湾事業者など、多くの関係者との連携が必要であることから、カーボンニュートラルに向けたビジョン策定や脱炭素領域に関する事業計画立案を行った実績に基づく豊富な知識や適切な分析能力、さらに他分野にまたがる関係者との合意形成能力も求められる。委託候補者は、神戸・関西圏水素利活用協議会の事務局を務め、神戸港の脱炭素化に向けた方向性を理解しており、多くの関係者との関係性を構築している。また、脱炭素領域における事業構想策定・事業立案や、経産省・環境省のほか、多くの官公庁の検討会設置・運営に係る知見・実績を有しており、短期間で効率的な計画策定が必要となる本業務において、委託候補者のみが、適確に業務遂行が可能であるため。	地方公営企業法施行令第21条の14(第1項第2号に該当)	港湾計画課 595-6301
35	海面清掃等業務	2022年4月1日	一般社団法人神戸清港会	79,992	神戸清港会は、神戸港内の海面清掃作業やゴミの不法投棄防止事業等を実施するために、関係官公署及び港湾事業者関係社により昭和14年に設立された団体であり、現在神戸港において、神戸市港湾局をはじめ官公署(税関、海上保安本部、消防署等)や港湾事業者等350団体を会員とし、日々会員ゴミの収集や不法投棄物の撤去、あるいは不法投棄防止等の啓蒙・啓発活動を行っている。海面清掃は、季節によってゴミが集まる場所に変動があり、また内・外航船、はしけ、フェリー等、多くの船が行き交う中、安全に巡回・清掃作業を行うには港内の状況を熟知しておく必要がある。回収した塵芥類についても分別、水切り、さらに流木等についてはせん断、破碎等を行ってから処分場に運搬するため敷地の確保やクレーン等の設備も必要となってくる。また、水深の浅いところや清掃船が入り込めない場所では、海面清掃作業と連携して陸上からの回収作業も行う。ソーラスフェンス内の岸壁や臨港地区内の港湾事業者が集積する一部道路の清掃作業についても、沿岸荷役作業や大型車両の運行の支障とならないよう事業者ごとの調整を行う必要がある。以上のとおり、神戸清港会の設立趣旨、長年の作業実績に基づく信頼度、安全度、熟知度や事業者との調整能力の観点から、神戸清港会に引き続き委託する。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	神戸港管理事務所 304-2500

36	神戸空港海上アクセスターミナル船客待合所、緑地、物揚場巡回点検等業務	2022年4月1日	株式会社OMこうべ	21,062	株式会社OMこうべは、平成25年10月1日から海上アクセス株式会社を吸収合併するとともに一切の業務を引き継ぎ、「神戸-関空ベイシャトルの運航」、「神戸空港海上アクセスターミナルビルの運営」、「神戸空港西緑地での利用者向け駐車場の運営」など、旅客への快適なサービスを行うため、「24時間の警備」、「巡回点検」、「運航時間帯における清掃」を自らが実施している。一方、本市は、ベイシャトルターミナル周辺の「緑地」、「物揚場」のほか、同社が所有するターミナルビルの1階を「船客待合所」として賃借しており、公共施設管理者として「巡回点検」、「小修繕」、「待合所の清掃、高潮位・台風等による物揚場への打ち揚げゴミの除去」など、運行管理と一体となった対応が必要である。また、ターミナルビルは防災拠点施設としての機能を有し、株式会社OMこうべ海上アクセス事業部が事務所を構え社員等が常駐しており、本市が日常管理すべき施設の警備、巡回点検、小修繕、清掃に加え、異常気象・災害発生時、旅客の海への転落事故・急病人発生時などにおける臨機応変な対応を迅速、的確に行うことができ、配置人員、勤務時間の縮減による経費の削減を図り、効率的な業務履行ができる法人である。これらの理由により、株式会社OMこうべは、本業務を安全・確実、かつ効果的・効率的に実施できる唯一の機関である。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	神戸港管理事務所 304-2503
37	神戸ウォーターフロントエリアライトアップ照明連動基本計画業務	2022年5月17日	株式会社神戸ウォーターフロント開発機構	5,489	令和3年度に設立された(株)神戸ウォーターフロント開発機構は、ウォーターフロントエリアのマネジメントや地域活性化等の先導的役割を担い、魅力的で持続性のある都心・ウォーターフロントの形成を目指すことを目的に、同エリアを対象とし、まちづくりを担う団体として都市再生特別措置法に基づく都市再生推進法人の指定も受け、エリア内事業者と継続的にコミュニケーションを行っている。本業務は、市の上位方針等の考え方や、周辺地域や周辺事業者の特徴や特性を理解し、公共施設及び民間施設の全体調整を行い、ウォーターフロントエリア全体を活かす視点で夜間景観の計画を行う必要がある。この目的を効率的かつ最大化して実現するためには、本市の再開発について十分に理解し、周辺事業者の状況を熟知し、調整を行うことのできる(株)神戸ウォーターフロント開発機構以外にはないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	ウォーターフロント再開発推進課 595-6307
38	須磨海岸エリアの回遊性向上に向けた調査業務	2022年5月20日	ゲキダンイイノ合同会社	4,361	本業務は須磨海岸エリアの回遊性向上を目的に、次世代モビリティの現地での運行実証実験を行い、利用者ニーズや導入に向けた課題を調査するものである。須磨海岸エリアでは、須磨海浜水族園・海浜公園の再整備による来訪者の増加を見据え、エリア全体の回遊を促すために、東西約1.8kmの海岸沿いの移動の利便性向上に加えて、須磨海岸の場所ごとに変化する景色を活かし、移動に付加価値を与えるような、観光客や家族連れなどのグループ(複数人)でも利用が可能で、かつ、海岸利用者への安全性に配慮した低速での移動手段を検討しているがこれまで条件に適合するものがなかった。一方で、平成31年の須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業の事業者公募では、今後、市が施策等を検討する際の参考とするために求めた提案に対して、時速5kmの人の歩く速度で自動走行し、複数人が自由に乗降可能な次世代モビリティの運行が提案された。当該事業者が開発およびサービス展開をしているモビリティは、令和4年2月に実施された「都心三宮における新たなモビリティ活用に向けた実証実験」の結果も踏まえると、須磨海岸内での走行に適していると考えられ、前述の条件を満足する唯一のモビリティであることから、当該事業者以外に適切な者は考えられない。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	海岸防災課 595-6323
39	神戸港のにぎわい創出および内航フェリー活性化支援業務	2022年7月1日	(株)神戸ウォーターフロント開発機構	3,876	株式会社神戸ウォーターフロント開発機構は、ウォーターフロントのまちづくりに関わる多様な主体が一体となって、順次形成されるエリアのマネジメントや地域活性化等の先導的役割を担い、持続性のある都心・ウォーターフロントの形成を目指すことを目的に設立された本市の外郭団体であり、これまで本市と共同で、神戸ウォーターフロントに係る再開発事業やにぎわいの創出、広報PR活動などの取り組みを実施してきた実績を有している。また、フェリーの新船が就航する神戸三宮フェリーターミナルや神戸港における新たな観光スポットの多くは、同機構がエリアマネジメントを行うウォーターフロント内に位置し、進出企業をはじめ集客施設を運営する事業者などとの円滑な連絡調整に加えて効率的・効果的に魅力の発信やイベントを実施できる唯一の委託先である。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号及び第6号	物流戦略課 595-6287
40	六甲アイランドNOPQRパースソーラス設備設計業務	2022年7月1日	エクシオグループ(株)	7,260	六甲アイランドNOPQRパースでは災害対策事業として嵩上げ工事が進められている。本業務は、嵩上げ工事により移設および増設が必要となる当該エリアのソーラス設備を構築するための設計業務である。業務にあたっては、ソーラス設備に関する専門的な知識を有し、移設にあたっては、既設機器の仕様を把握している必要がある。また、増設にあたっては、既設機器との整合を図るだけでなく、カメラ設備を同軸からネットワークに変更するシステム検討を行う必要がある。ソーラス設備は、SOLAS条約(海上における人命の安全のための国際条約)に基づく監視設備であり、秘密保持に努める必要がある。エクシオグループ(株)は既存システムの設計・製作・保守を担っている業者であり、本業務を唯一実施できる者であるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	工務課 595-6311
41	令和4年度海上輸送と航空輸送の融合を考慮した新たな輸送ネットワーク構築に関する調査研究業務	2022年7月14日	国立大学法人 神戸大学	1,595	本業務は、Sea and AirやFly and Cruiseといった、海上輸送と航空輸送の融合を考慮した新たな輸送ネットワークを、神戸港を中心として構築するための基礎的分析を行うとともに、政策に必要なとされる要件について検討することを目的とする。また、国内のみならず、世界の海上輸送・航空輸送に関する豊富な研究実績やSea and Airの理論的研究の実績を有している他、神戸港将来構想策定時にも参画しており、神戸港の情勢や戦略的方向性を熟知していることから、本業務を効率的かつ確実に遂行可能な唯一の団体であるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	港湾計画課 595-6304

42	神戸空港における 空港脱炭素化推進 計画策定業務	2022年7月21日	デロイトトーマツコン サルティング合同会社	9,999	受託者は、脱炭素領域における官公庁の検討会設置・運営に係る知見・実績を有しており、神戸・関西圏水素利活用協議会の事務局も務めている。そのため、多くの関係者との関係性を構築しているだけでなく、神戸市における水素の利活用についても知見があり、神戸市の脱炭素化に向けた方向性を理解している。また、受託者は神戸港CNP形成計画策定業務を受託しており、水素の取扱いについて神戸港と神戸空港を一体として検討することができる。以上のことから、本業務を適確に遂行できる事業者は、受託者以外にはないため。	地方公営企業法施行令第 21条の14第1項第2号	空港調整課 595-6272
43	中神戸地区（新 川）防潮施設修正 設計業務	2022年7月25日	(株)東光コンサルタンツ	6,116	本業務の設計箇所については、令和元年度に「中之島地区他防潮施設設計業務」（以下「当該業務」という。）において、高潮時の必要天端高、既存防潮施設に到達する津波高さに加え、地震による沈下量の算出をしている。本業務の実施に際して、既設護岸を海岸保全施設に対する技術的な知見からの評価を行い、当該業務で算出された設計条件を満たす津波・高潮対策工法、断面形状を決定する必要がある。このため、当該業務を実施した委託先に本業務を委託した場合、業務期間の短縮、経費の節減が図れるため。	地方自治法施行令第16 7条の2第6号	海岸防災課 595-6328
44	須磨地区千森川周 辺整備修正設計業 務	2022年7月29日	(株)東光コンサルタンツ	12,254	本業務は、令和2年度に実施した「須磨地区千森川周辺整備設計業務」（以下、「先行業務」という）における設計箇所の一部について、構造を変更する必要が生じたため、修正設計を行うものである。本業務の実施に際しては、先行業務で設定された歩道線形や波浪等の条件などの内容を十分理解し、整合を図りながら現地の条件に適した構造形式を決定する必要があることから、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になる。したがって、当該業務の円滑かつ確実な履行のためには、同一業者による業務の遂行が不可欠である。	地方公営企業法施行令第 21条の14第1項第2号	海岸防災課 595-6323
45	新港第1・第2突 堤周辺緑地基本設 計業務	2022年8月1日	(株)神戸ウォーターフ ロント開発機構	21,978	令和3年度に設立された(株)神戸ウォーターフロント開発機構は、ウォーターフロントエリアのマネジメントや地域活性化等の先導的役割を担い、魅力的で持続性のある都心・ウォーターフロントの形成を目指すことを目的に、同エリアを対象とし、まちづくりを担う団体として都市再生特別措置法に基づく都市再生推進法人の指定も受け、エリア内事業者と継続的にコミュニケーションを行っている。本業務には、市の上位方針等の考え方や、周辺事業者や周辺施設の特徴や特性を理解し、ウォーターフロントエリア全体を活かす視点で、施設間の調和を図り、賑わいの相乗効果を得られるような緑地活用を検討する必要がある。この目的を効率的かつ最大化して実現するためには、本市の再開発について十分に理解し、周辺事業者の状況を熟知し、調整を行うことのできる(株)神戸ウォーターフロント開発機構以外にはないため。	地方公営企業法施行令第 21条の14第1項第2号	ウォーターフロント 再開発推進課 595-6307
46	空港コンセッショ ン事業に係る定期 モニタリングにお ける法務に関する モニタリング支援 業務	2022年8月1日	アンダーソン・毛利・ 友常法律事務所外国法 共同事業 弁護士 寺 崎 玄	8,800	委託先候補者であるアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士 寺崎 玄氏は、神戸空港における公共施設等運営権（コンセッション）の導入に際して実施契約書等の策定に携わったほか、コンセッション契約締結以降に生じた事項への対応に関する法務上の確認を含め、法務相談を継続して実施しており、神戸空港のコンセッション契約について、他の事業者が及ばない知見を有している。また、神戸空港のみならず、国内コンセッション空港の様々な事例に精通している。さらに、同氏は、直近において、他の国内コンセッション空港における設置管理者側のモニタリング支援を実施した実績があり、効率的・効果的に本業務を遂行することができる。以上のことから、本業務を的確に遂行できる事業者は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 寺崎 玄氏以外に認められないため。	地方公営企業法施行令第 21条の14第1項第2号,第6 号に該当	空港調整課 595-6272
47	堤外地情報共有シ ステム構築業務 (その5)	2022年8月3日	西日本電信電話株式会 社 兵庫支店	15,994	本業務は、台風等による高潮発生時に港湾事業者や港湾施設利用者が、いち早く避難行動を自発的に行うための情報ツールとして、沿岸部にライブカメラを追加設置し、潮位や波浪の状況が確認できる映像を神戸港防災ポータルサイト上で配信するものである。また、神戸港防災ポータルサイトの映像は、神戸港陸閘水門の遠隔制御監視システムに取り込んだ上で配信しており、災害発生時においても、陸閘の遠隔制御用に設置したカメラ映像とともに一体監視することで速やかな情報把握が可能な体制を構築している。本業務委託先候補は、「堤外地情報共有システム構築業務」を受託し、神戸防災ポータルサイトの開設に携わったとともに神戸港陸閘水門の遠隔制御監視システムの設計・施工も行っている。本業務については、システムを構築した者以外では改修を行うことが出来ないことから、本業務委託先候補が設計・構築を実施することが出来る唯一の事業者である。以上により、本業務の確実な履行のためには、本業務委託先候補以外に適切な者は考えられないため。	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号	海岸防災課 595-6326
48	神戸港港湾幹線道 路料金所周辺舗装 等改良業務	2022年8月5日	(株)協立道路サービ ス	266,200	現在、ハーバーハイウェイ料金所アイランド等改修業務を施工中である。現地施工に入った際、料金所周辺の舗装の状態を確認したところ、劣化が進行しており、早急な改修する必要が生じた。また床版も劣化しており、断面修復を早急に行う必要も生じた。港湾幹線道路の同一施工場所に複数の業者で施工するのは、交通管理上及び工事安全管理上非常に危険をとめない、料金徴収作業の安全を確保しつつ円滑な交通管理を行うには、臨機応変な現地対応を行ったうえでの整備が必要となるため。	地方公営企業法施行令第 21条の14第1項第2号	海岸防災課 595-6328
49	神戸新交通ポート アイランド線中公 園駅・ポートター ミナル駅駅舎屋根 改修業務	2022年8月8日	神戸新交通(株)	21,738	ポートアイランド線駅舎は、整備から43年経過し、また平成9年度のホーム屋根の改修からでも20年以上経過し、塗装の劣化や腐食が進行しているため、早期に本格的な修繕を行い、施設の安全性を確保するとともに、長寿命化を図る必要がある。本業務は、足場等の仮設工事を含め、軌道上での作業が発生することから列車の運行管理、安全管理と密接に関係する。設計においては、工事施工上の制約を確実に把握した上で、材料・工法の選定を行い、設計内容に反映するとともに、工事施工においても列車の安全運行に関する十分な知識と経験を有する者が監理する必要がある。よって、業務内容を一義的に明示することは困難であり、当該路線を管轄する鉄道事業者である神戸新交通(株)に業務を委託するものである。	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号	工務課 595-6311

50	須磨と淡路島を結ぶ海上航路実証実験運営業務	2022年8月22日	神戸観光局	15,000	本業務は、須磨海岸エリアの魅力向上や須磨ヨットハーバー再整備に関する新たな機能の導入検討を目的として実証実験を運営する業務であり、これまで神戸港のプロモーション事業やイベント事業、船舶を活用したみなどの賑わいづくりのほか、広域的な観光施策の展開など、豊富な実績、関係団体とのネットワークなどを有する委託候補者でなければ、迅速で適切な業務の遂行は困難である。また、須磨ヨットハーバー再整備を見据えた実証実験であり、現状の課題を十分に把握したうえで詳細な事業計画を作成するため、長年にわたって須磨ヨットハーバーの指定管理者である委託候補者以外に実施可能な事業者はいないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項 第2号	港湾計画課 595-6301
51	メリケンパークWi-Fi設備増設業務	2022年8月11日	(株)ワイヤ・アンド・ワイヤレス	1,154	平成26年度より経済観光局観光企画課にて開始している神戸市内公衆無線LANサービス整備運用業務（以下「本業務」という。）は、神戸市内への更なるMICE誘致やインバウンド観光を推進するため、神戸市内の主要な観光スポットや移動経路において公衆無線LANサービスを提供し、外国人旅行者を中心とした観光客の利便性向上や、情報発信力の強化を図る業務であり、当初より株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス（以下「当該事業者」という）が受託している。平成26年度には、神戸海洋博物館・メリケンパーク向けの設置・運営業務も当該事業者が受託しており、本市の求める公衆無線LAN事業のサービス、運営体制を構築するうえで必要となる十分な専門知識技能及びインフラを持ち、これまでも良好に業務を実施している。今回の整備も従来の契約と密接不可分な関係にあり、他のサービスを利用した場合には、エリアを移動する度にWiFiの再度登録・接続等が必要になるなど、利用者に大きな影響を及ぼすため、同一のWiFi接続を可能とするのは当該事業者以外にはないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	ウォーターフロント 再開発推進課 595-6307